

頁	修正箇所	見直し前	見直し後	見直し理由
4	第2条第1項第2号【解説】	また、地域貢献活動等を行っている事業者も多く、そういった事業者が市民や団体と連携することで、市民公益活動の活性化や地域課題の解決等につながるものである。	また、地域貢献活動等を行っている事業者も多く、そういった事業者が市民や団体と連携することで、市民公益活動の活性化や地域課題の解決等につながるものである。なお、事業者が公共事業を行うことは営利活動であり、前述の趣旨と異なり市民協働にはあたらない。事業者との協働に当たっては、事業者の営利活動につながるような誤解を招かないよう留意する必要がある。	令和5年3月25日改正時の解説を補足
6	第2条第1項第7号【解説】	賛同の意志をもって活動する	賛同の意志をもって活動する	文言の整理
6	第3条【趣旨】	本条例をより実効性あるものとするため、市の責務を明確にしたものである。狛江市では、本条例の制定前より狛江市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「狛江市情報公開条例」という。)に基づく制度を有しており、市民への情報提供に努めているが、市民参加と市民協働を推進させるうえで最も重要である「情報の提供」と「環境整備」について、市の責務として改めて規定している。	本条例をより実効性あるものとするため、市の責務を明確にしたものである。狛江市では、狛江市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「狛江市情報公開条例」という。)及び狛江市情報提供の推進に関する規則(平成20年規則第42号)に基づき市民への情報提供に努めているが、市民参加と市民協働を推進させるうえで最も重要である「情報の提供」と「環境整備」について、市の責務として改めて規定している。	文言の整理
6	第3条第2項【解説】	環境整備とは、第4章に具体的に定める財政的支援・活動場所の提供・情報環境の整備、参入の機会提供、登録制、書類等の公表をいう。	環境整備とは、第4章に具体的に定める財政的支援・活動場所の提供・情報環境の整備、参入の機会提供をいう。	令和5年3月25日改正時に削除した条文内容の削除
8	第4条第2項【解説】	例えば、選挙や直接請求をするには18歳以上でなければならないと地方自治法に規定されており、	例えば、公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙権、地方自治法による直接請求の年齢要件は18歳以上であり、	文言の整理
9	第5条【趣旨】	しかし、現在までの狛江市では、各担当部局において施策に市民参加の手法を取り入れながら進めてきたものの、その手法は曖昧であり、必ずしも一律に市民参加の手続きを行うことは規定されていない。市民参加の手続きを取り入れることは、各部局の判断に任されていたため、市民においても、市の実施機関においても、市民参加への意識は統一されないという問題もあった。今後は、市民参加を行うべき行政活動が本条をもって明確になったことに伴い、各実施機関の長は第1号から第4号までの行政活動を行うにあたっては、市民参加の手続きを実施する責務を負うこととなる。	しかし、本条例制定までの狛江市では、各担当部局において施策に市民参加の手法を取り入れながら進めてきたものの、その手法は曖昧であり、必ずしも一律に市民参加の手続きを行うことは規定されていなかった。市民参加の手続きを取り入れることは、各部局の判断に任されていたため、市民においても、市の実施機関においても、市民参加への意識は統一されないという問題もあった。各実施機関の長は第1号から第4号までの行政活動を行うにあたっては、市民参加の手続きを実施する責務を負うこととなる。	文言の整理
9	第5条第1項第1号【解説】	「市の基本構想及び基本的事項を定める計画等」とは、基本構想や基本計画等の総合計画、福祉総合基本計画、環境基本計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン等、全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等をいい、「構想」、「計画」等名称を問うものではない。	「市の基本構想及び基本的事項を定める計画等」とは、基本構想や基本計画等の総合計画、福祉、子育て、環境、都市計画等の分野における全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等をいい、「構想」、「計画」等名称を問うものではない。	具体例の整理
9	第5条第1項第2号【解説】	「市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」とは、狛江市情報公開条例、狛江市福祉基本条例(平成6年条例第13号)、狛江市環境基本条例(平成9年条例第5号)、本条例等、市政全般についての基本理念や基本方針等を定める条例を指す。なお、地方自治法第14条第2項の規定により、「市民に義務を課し、又は権利を制限する」には、条例によらなければならないとされているので、この号においては、市の規則や要綱は含まれない。	「市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」とは、前号と同様に各分野における市政全般についての基本理念や基本方針等を定める条例を指す。なお、地方自治法第14条第2項の規定により、「市民に義務を課し、又は権利を制限する」には、条例によらなければならないとされているので、市の規則や要綱は含まれない。	具体例の整理
9	第5条第1項第3号【解説】	具体例としては、市民憲章、他自治体との施設相互利用、条例規定ではない規則、要綱、基準等で定める市民サービスの提供等がある。	具体例としては、市民憲章、他自治体との施設相互利用等がある。	具体例の整理
10	第5条第1項第4号【解説】	「市民の公共の用に供される大規模な施設」とは、広く一般市民が使用する会館、ホール、公園等の公共用の施設をいう。「施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針」に加え、「又はそれらの変更を加えたのは、既存の施設の移転や廃止、統合、あるいはそれらによる跡地利用計画(学校統廃合や施設再配置による跡地活用や処分計画等)等も対象に含めることとしたものである。	「市民の公共の用に供される大規模な施設」とは、広く一般市民が使用する会館、ホール、公園等の公共用の施設をいう。公の施設の設置については、用地の確保、立地の条件、そして、施設の整備・改修・更新(跡地利用も含む。)及び維持管理に要する総コスト等を総合的に勘案して設置することが必要であるため、地方自治法上議会の議決が必要な条例による設置が必要とされており、またその莫大な予算が必要となるため、予算については議会の議決が必要とされている。これは、公の施設については、適正かつ公平な配置・利用を確保するため、議会の議決権に委ねるという法の要請である。この前提に立ち、ここで市民参加が必要とされているものはあくまでも公の施設に関する運営や整備手法、利用方法に係る計画等や方針等を指すのであって、設置自体については含まれないと解するのが相当である。	解釈の整理

頁	修正箇所	見直し前	見直し後	見直し理由
14	第9条【趣旨】	「公募等」とは、従来の公募手続きに加えて、住民基本台帳からの無作為抽出方式を積極的に導入することを意図したものである。背景としては、市民参加に応募する市民が固定化する傾向にあり、幅広い市民参加を得るために様々な工夫が求められている状況である。	「公募等」とは、従来の公募手続きの他、無作為抽出、公募市民委員等候補者登録制度による市民委員の選任のことをいう。	現状を踏まえ整理
14	第9条第1項【解説】	また、「市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする」とし、既存の条例等においてその定めのないものは、本条例施行後できるだけ早い時期に、改正の手続きをとることが望まれる。	また、「市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする」としている。	文言の整理
15	第10条【解説】	狛江市情報公開条例で定める狛江市情報公開審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項及び狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成28年条例第3号)で定める狛江市行政不服審査会	現状に修正
15	第11条【趣旨】	狛江市ではこれまで、地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会への諮問事項等、会議の予定等を公表する明確な規定がなく、そのため、公表内容に偏りがあったり、市民に十分な情報が行きわたらないまま会議が進行されていたり等の弊害も出ていたことから、これを規定した。	本条例制定までの狛江市では、地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会への諮問事項等、会議の予定等を公表する明確な規定がなく、そのため、公表内容に偏りがあったり、市民に十分な情報が行きわたらないまま会議が進行されていたり等の弊害も出ていたことから、これを規定した。	文言の整理
16	第13条【趣旨】	パブリックコメントの手続きとは、政策等の策定途中で、その計画等の素案を公表し、それに対して市民が意見、課題、問題点、情報等を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく一連の手続きをいう。	パブリックコメントの手続きとは、政策等の策定途中で、その計画等の案を公表し、それに対して市民が意見、課題、問題点、情報等を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく一連の手続きをいう。	公表対象の整理
21	第20条【解説】	なお、これらの会の他に「など」を加えたのは、市民参加の手続きは多様化しており、例えば既に実施している「市長への手紙」や「市長と語る会」、また、気軽な雰囲気の中で自由に意見を出し合うワールドカフェ等、様々な方法が考えられるからである。	なお、これらの会の他に「など」を加えたのは、市民参加の手続きは多様化しており、その時に即した様々な方法が考えられるからである。	具体例の整理
23	第23条【解説】	なお、市民の側からの市民投票の発議については、地方自治法第74条に基づく住民の条例制定改廃の請求(50分の1以上の署名を要する)により可能であることから、本条例においては規定の対象とはしなかった。また、本条例の規定による市民投票制度は、地方自治制度における代表民主制を補完するものであり、地方自治法第112条に基づく市民投票の発議を制限するものではない。	なお、市民の側からの市民投票の発議については、地方自治法第74条に基づく住民の条例制定改廃の請求(50分の1以上の署名を要する)により可能であることから、本条例においては規定の対象とはしなかった。また、本条例の規定による市民投票制度は、地方自治制度における代表民主制を補完するものであり、地方自治法第12条に基づく直接請求を制限するものではない。	文言の整理
24	第25条【解説】	このような活動場所を拠点とし、各団体間の情報交換が進み、市民公益活動が普及し、様々な啓発事業が行われることを期待したい。	このような活動場所の他、市民活動支援センターを拠点とし、各団体間の情報交換が進み、市民公益活動が普及し、様々な啓発事業が行われることを期待したい。	文言の整理
25	第26条【解説】	このため、市は、前条に規定する市民公益活動のために自由に使用できる拠点作りだけでなく活動分野別の団体名簿等を作成し、常に団体相互の連絡がスムーズにできる体制を整備するよう努める。	このため、市は、前条に規定する市民公益活動のために自由に使用できる拠点作りだけでなく、市民活動支援センターを拠点として、活動分野別の団体名簿等を作成し、常に団体相互の連絡がスムーズにできる体制を整備するよう努める。	文言の整理
25	第27条第3項	前項に規定する市民協働事業を行おうとする団体は、狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年条例第32号)第1条に規定する狛江市市民活動支援センターに登録するものとする。	前項に規定する市民協働事業を行おうとする団体は、狛江市市民活動支援センターに登録するものとする。	令和6年3月26日改正時に削除した条文の削除
27	第28条第2項第2号【解説】	本制度が運用されてから一定期間が経過した後、市民参加と市民協働に係る運用状況と進捗度を総合的に評価し、実施機関へ報告するものである。	市民参加と市民協働に係る運用状況と進捗度を総合的に評価し、実施機関へ報告するものである。	文言の整理